

店舗型結婚相手紹介サービス業認証制度

認証料金の一部改訂に関するお知らせ

2021年9月1日

特定非営利活動法人

結婚相手紹介サービス業認証機構

今般、当機構においては、店舗型結婚相手紹介サービス業認証制度における認証料金の一部を改訂しましたので、認証事業者の皆様にお知らせいたします。

1. 改訂の概要と趣旨

当機構が運営する店舗型結婚相手紹介サービス業認証制度においては、認証制度の運営に係る費用負担について、認証事業者の事業規模に応じた負担を求めるものとし、事業者の規模を図る指標として店舗数を用いてまいりました。

しかしながら、近年において入会契約手続きを主にインターネットを通じて行う事業モデルが出現し、これらの事業者が年々増加しつつあります。これらの事業者においては、店舗数は1店舗でありながら数千名の会員規模とすることも可能であり、店舗数による指標のみで事業規模を図ることには無理が生じつつある状況です。

このような状況下、当機構では、入会契約手続きを主にインターネットを通じて行う事業者の認証費用について、認証費用負担の公平性の観点から、店舗数とは異なる事業規模を図る指標を導入することとしました。

2. 改訂内容

入会契約手続きを主に店舗で行う事業者については、現状通りの店舗数に応じた認証費用を継続し、新たに、入会契約手続きを主にインターネットを通じて行う事業者に関する認証費用を導入します。

3. 会員数に応じた認証料金

入会契約手続きを主にインターネットを通じて行う事業者については、会員数に応じた認証費用を適用し、会員数1000名あたりの料金を適用します。

新規申請料金：105,000円（会員数1000人あたり）（税込み）

更新申請料金：95,000円（会員数1000人あたり）（税込み）

新規申請料金の例

会員数 1 名から 1000 名の事業者：105,000 円

会員数 1001 名から 2000 名の事業者：210,000 円

会員数 2001 名から 3000 名の事業者：315,000 円

4. 適用時期

会員数に応じた認証料金については、2022 年 1 月以降の新規・更新審査より適用します。

以上